

丹羽広域事務組合 令和8年度・9年度 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請要領

令和8年度・9年度において、丹羽広域事務組合が発注する建設工事・設計業務等及び物件の製造、購入又は業務委託等に係る一般競争(指名競争)入札参加ならびに契約を希望する方は、次の要領により申請書を提出してください。

1 申請者の資格

次のいずれかに該当するものは、申請の資格がありません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年間を経過しない者。
- (3) 税の滞納があるもの（徴収猶予を受けている者は滞納していないとみなす。）
- (4) 行政機関の許可、特許、認可、登録等を受けなければならない営業について、当該行政機関の許可、特許、認可、登録等を受けていない者。

2 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

3 申請書の受付期間及び受付時間

受付期間 令和8年1月15日（木）から令和8年2月16日（月）まで
(土・日・祝日は除く)

受付時間 午前9時から午後5時
(正午から午後1時までは除く)

※ 郵送による提出の場合は受付期間最終日の午後5時までに必着のこと。

4 提出先

丹羽広域事務組合 総務課

郵送による提出時の送付先は次のとおりです。

〒480-0121

愛知県丹羽郡大口町河北二丁目23番地

丹羽広域事務組合 総務課

5 注意事項

- (1) 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書と添付書類(別表)をフラットファイル(A4S版・色指定なし、表紙と背表紙に会社名を記入(※背表紙の上部は3センチ以上あけること。))にとじてください。ただし、入札参加資格カードはとじないでください。
- (2) 書類は、楷書又はパソコン等で明確に記入してください。
- (3) 証明書類は、申請書提出時から3ヶ月以内のものを添付してください。
- (4) 入札参加資格審査カード(建設工事用)経営事項審査基準日は、最新の経営事項審査結果通知書の審査基準日を記入してください。

6 問合せ先

丹羽広域事務組合 総務課

TEL 0587-95-3400 (音声ガイダンス「5」)

入札参加資格審査申請書提出書類

別表

| 工事 | コンサル | 物品 | 提出書類 | 注意事項 |
|----|------|----|--|--|
| ● | ● | ● | 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書 | <u>原本で提出すること</u> 工事 様式1~6 コンサル 様式1~7 物品 様式1~3 ※様式のうち、「委任状」は、本店以外で契約の締結を希望する場合のみ提出 |
| ● | | | 建設業の許可通知書又は許可証明書 | 愛知県内に本社のある業者は許可通知書 愛知県外に本社のある業者は許可証明書 |
| ● | | | 経営規模等評価結果 総合評定値通知書 | |
| ● | | | 建設業退職金共済事業加入・履行証明書 建設業労働災害防止協会加入証明書 | 加入業者のみ |
| ● | ● | ● | 官公需適格組合証明書 | 該当する組合のみ |
| ● | ● | ● | 納税証明書(未納のない証明) (申請日から3ヶ月以内に発行されたもの) | 国(法人税又は所得税、消費税及び地方消費税)・都道府県(都道府県民税、事業税)・市町村(市町村民税、固定資産税)に係るもの <u>委任の場合は委任者(本社)・受任者(支店、営業所、支社)とも必要</u> |
| ● | ● | ● | 印鑑証明書 | 法人は法務局・個人は市区町村発行 |
| ● | ● | ● | 身元証明書 | 個人のみ(市区町村発行) |
| ● | ● | ● | 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) | 法人のみ |
| | ● | ● | 許可登録等証明書 | 許可登録等を要する業種のみ |
| ● | ● | | ISO認証取得証書 | I S Oの承認を取得している場合のみ |
| ● | ● | ● | 入札参加資格審査カード(独自様式) | カードは印刷して綴じずに提出すること ※厚みは普通紙で可 |
| ● | ● | ● | 返信用封筒又は受付証用郵便はがき | 郵送による提出で受付証を必要とする場合のみ |

- ※ 種別欄の工事は「建設工事」、コンサルは「設計、監理、調査、測量等」、物品は「物品の製造、購入又は業務委託等」で申請する者が提出すること。
- ※ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書、建設業労働災害防止協会加入証明書は、加入業者のみ提出すること。
- ※ 組合専用様式の申請書類は片面印刷とすること。(入札参加資格審査カード除く)
- ※ 証明書等は鮮明なものに限りコピー可。(コピーは原寸のこと)